

ほくでん法人エコ替えキャンペーン

～ 応募要領 ～

北海道電力株式会社

2024年9月13日 公表

目次

1. キャンペーン概要

- 1.1 キャンペーン名称
- 1.2 キャンペーンの目的
- 1.3 エコ替え工事
- 1.4 対象要件
- 1.5 応募対象者
- 1.6 申請単位
- 1.7 キャンペーン対象設備と販売奨励金
- 1.8 販売奨励金上限金額
- 1.9 販売奨励金の算定方法
- 1.10 販売奨励金およびお客さま還元イメージ
- 1.11 スケジュール

2. 申請手続・審査・交付決定・設置報告

- 2.1 応募申請期間
- 2.2 応募申請の審査
- 2.3 交付決定
- 2.4 申請者情報の変更等
- 2.5 交付決定によって生じる権利義務の譲渡の禁止
- 2.6 交付決定の取消し
- 2.7 対象設備の設置完了
- 2.8 設置報告
- 2.9 設置報告の審査
- 2.10 販売奨励金の支払い決定
- 2.11 販売奨励金のお支払い
- 2.12 販売奨励金の返還
- 2.13 販売奨励金の返還時の延滞金
- 2.14 申請フロー

3. 個人情報等の取り扱い

- 3.1 個人情報等の取扱い

1. キャンペーン概要

1.1 キャンペーン名称

ほくでん法人エコ替えキャンペーン

1.2 キャンペーンの目的

「ほくでん法人エコ替えキャンペーン」の実施により、お客さまの省エネルギーに貢献するヒートポンプ機器の導入サポートを通じて、2050年の北海道におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進します。

1.3 エコ替え工事

ヒーター系機器（電気温水器・蓄熱暖房器など）から、ヒートポンプ機器（電気式ヒートポンプエアコン・エコキュートなど）へ取り替える工事をいいます。

既存建物での設備更新をエコ替え工事の対象とするため、増改築（部分増改築を含む）によるヒーター機器からヒートポンプ機器への更新は対象外とします。

1.4 対象要件

以下の①～⑩を全て満たした場合、本キャンペーンの応募申請対象とします。

- ① 北海道内で行うエコ替え工事であること
- ② 主契約を高圧・特別高圧で受電しているお客さまのエコ替え工事であること
- ③ 応募対象者の条件を満たしていること
- ④ キャンペーン対象設備の条件を満たしていること
- ⑤ お客さまが対象設備の所有者であること
- ⑥ 応募申請期間内（2024年9月20日～2025年9月30日）に応募申請を行うこと
- ⑦ エコ替え工事を2025年12月31日までに竣工すること
- ⑧ 設置報告期間内（2024年11月1日～2026年1月31日）に設置報告を行うこと
- ⑨ エコ替え工事の受注が応募要領の公表日（2024年9月13日）以降であること
- ⑩ 工事店に支払する「販売奨励金」から1.7（キャンペーン対象設備と販売奨励金）に基づき、お客さまに値引き還元を行うこと

※お客さまへの値引き還元額(単価)は、キャンペーンの告知で公表されております

複数年度事業における対象要件

本キャンペーンの設置報告期間内にエコ替え工事が完了し、設置報告が可能な工期分を対象とします。

1.5 応募対象者

建設会社、設備工事会社、販売店等（以下「工事店」）で、お客さまから本キャンペーンの対象要件を満たすエコ替え工事を受注した工事店とします。

1.6 申請単位

- ・申請単位は電気需給契約における需要場所単位とし、1つの申請単位につき工事店からの応募申請は1社までとします。
- ・工事店は、複数物件での応募申請が可能です。

同一需要場所における複数回の応募申請

同一需要場所において、異なる設備区分の応募申請は対象とします。ただし、同一需要場所において、同一設備区分での複数回の応募申請は、2回目以降の応募申請を対象外とします。

1.7 キャンペーン対象設備と販売奨励金

- ・同一設備区分の範囲内で取り替えるエコ替え工事を対象とします。

◇ 対象設備と販売奨励金内容

設備区分	取替前設備	取替後設備	販売奨励金単価		
空調 (暖房)	蓄熱暖房器	電気式 ヒートポンプ空調システム ※1・2	定格暖房能力あたり 20,000 円/kW		
	電気床暖房		内 訳	施工協力金	6,000 円/kW
	電気パネルヒーター			お客さま値引き還元	14,000 円/kW
	その他電気暖房				
給湯	電気温水器	ヒートポンプ給湯機※3	中間期加熱能力あたり 50,000 円/kW		
			内 訳	施工協力金	15,000 円/kW
				お客さま値引き還元	35,000 円/kW

- ※1 単相または3相200V以上の暖冷房運転可能な電気式ヒートポンプ空調システム
- ※2 ルームエアコンの場合、寒冷地仕様の暖冷房エアコン（外気温が-25℃でもメーカーが動作を保証するもの）
- ※3 ハイブリッド給湯機の場合は、施工図等を基に個別に確認いたしますので、申請前にご相談ください。なお、対象とする場合は、ヒートポンプ給湯機の中間期加熱能力を合算して販売奨励金を算出いたします
- ※ 設備区分が複数ある場合、販売奨励金は設備区分毎に算出いたします
- ※ 同一設備区分で対象設備が複数ある場合、取替後設備の定格暖房能力または加熱能力を合算して販売奨励金を算出いたします
- ※ 暖房設備の更新において、エコ替える暖房エリアと暖房能力に相応する空調設備を対象とします
- ※ 給湯設備の更新において、エコ替える給湯系統に相応する給湯設備を対象とします
- ※ 対象エリアの既存暖房設備は原則撤去いただきますが、撤去できない場合、電気配線の切り離しを行うことで対象とします

対象外設備

以下の設備は、対象外とします。

- ① 新設用設備 新設建物へ新たに導入する設備
- ② 増設用設備 既存建物において新たに設備を追加する設備
- ③ 故障設備 故障等の事由により使用していない設備の更新用として導入する設備
- ④ 将来用設備 据付・稼働せずにお客さまの倉庫等に保管する設備
- ⑤ 中古品 エコ替え工事の時点で既に一度使用されている設備
- ⑥ 自社製品 自社および子会社で製造している設備で自社関連施設に設置する設備

1.8 販売奨励金上限金額

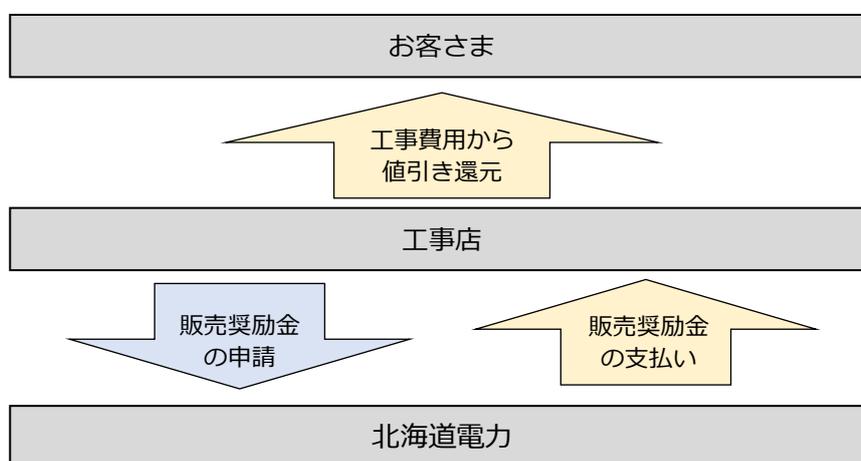
- ・販売奨励金は、申請単位ごとに設定します。
- ・申請単位毎の販売奨励金の上限額は 10,000,000 円とします。

1.9 販売奨励金の算定方法

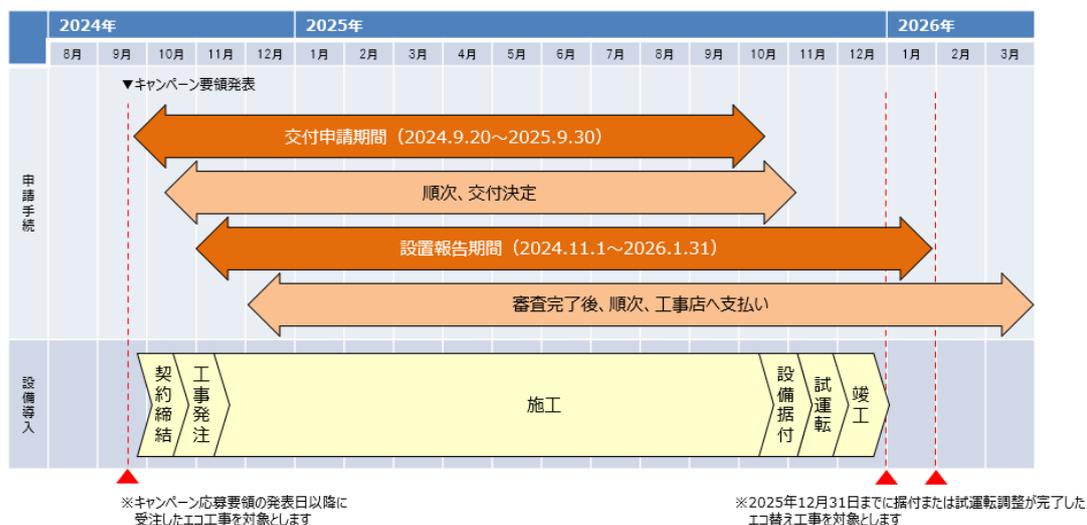
- ・販売奨励金は、下表のとおり算出します。

①	設備能力に導入台数を乗じた値を合計し、設備区分毎に能力合計値を算出する
②	①で算出したそれぞれの能力合計値に、各設備区分の販売奨励金単価を乗じる
③	②で算出した販売奨励金を合算する
④	③で算出した販売奨励金と販売奨励金上限金額を比較し、低い金額を販売奨励金とする

1.10 販売奨励金およびお客さま還元のイメージ



1.11 スケジュール



2. 申請手続・審査・交付決定・設置報告

2.1 応募申請期間

応募申請期間：2024年9月20日～2025年9月30日

※申請者は、当社ホームページ「エネモール biz」から「ほくでん法人エコ替えキャンペーン応募申請書」をダウンロードし、必要事項を入力して申請書類を作成のうえ、全ての関係書類とともに、「ほくでん法人エコ替えキャンペーン事務局」宛にメールで提出してください。

※申請書類は pdf ファイルで提出してください。

※締切直前は混みあうことも予想されるため、余裕をもって申請してください。

※本キャンペーンの予算上限値に達した場合、応募申請期間にかかわらず応募申請の受付を締め切ります。この場合、当社ホームページ「エネモール biz」にて公表いたします。

※申請書類の写しを控えておいてください。

提出先（メール）

eco-change@hepco.co.jp

ほくでん法人エコ替えキャンペーン事務局

（北海道電力株式会社 電化ソリューションセンター 省エネサポートグループ）

申請に使用する型式

- ・電気式ヒートポンプ空調システムは、室外機の型式にて申請してください。
 - ※ パッケージエアコンの場合、室外機・室内機のセット型式ではなく、室外機の型式で申請してください。
 - ※ 複数の室外機が組み合わさった室外機の場合は、室外機のセット型式で申請してください。
- ・ヒートポンプ給湯機は、室外機（熱源機）の型式で申請してください。

2.2 応募申請の審査

- ・当社は、応募申請書の記載内容および関係書類を基に、対象設備が応募要領等に定める要件を満たしているか審査をいたします。
- ・応募申請の内容に不備・不足等がある場合は、当社からその旨を申請者にメールまたは電話にて連絡いたします。連絡を受けた場合は、原則として2週間以内に不備・不足等の修正や追加提出を行ってください。
 - ※不備・不足等を解消いただけない場合は、応募申請の対象外とさせていただく場合があります。
- ・応募申請の審査結果は、申請から1ヶ月後を目途にメールにて通知いたします。

2.3 交付決定

- ・応募申請の内容に不備・不足等がない場合は、交付決定いたします。
- ・交付決定した場合、「交付決定通知書」を応募申請書に記載のメールアドレスにメールにて通知いたします。

2.4 申請者情報の変更等

応募申請または交付決定通知後に以下の変更が生じた場合は、必ず法人エコ替えキャンペーン事務局へ「申請者情報変更届」を提出してください。

- ① 事業者名称の変更
- ② 代表者の変更
- ③ 住所変更
- ④ 連絡先電話番号の変更
- ⑤ 連絡先メールアドレスの変更
- ⑥ 振込先口座情報の変更

2.5 交付決定によって生じる権利義務の譲渡の禁止

申請者は、交付決定によって生じる権利義務の全部もしくは一部を、当社の承諾を得ずに第三者へ譲渡または移転することはできません。

2.6 交付決定の取消し

- (1) 当社は、以下のいずれかに該当すると認める場合、販売奨励金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、または変更することができます。
 - ・申請者が、応募要領、法令またはこれらに基づく当社の処分、指示に違反した場合
 - ・申請者が、本キャンペーンに関して不正、証憑の偽造、その他不適当な行為をした場合
 - ・交付決定後に生じた事情の変更により、本キャンペーンの全部または一部を継続する必要がなくなった場合
 - ・その他、当社が販売奨励金の対象外と判断する場合
- (2) (1)の規定は、販売奨励金の確定後においても適用されるものとします。
- (3) 当社は、交付決定の取消しまたは変更をした場合は、速やかに申請者に通知するものとします。

2.7 対象設備の設置完了

対象設備の導入は、以下のいずれかを実施したことで設置完了とします。

- ・設備の据え付け
- ・試運転調整

2.8 設置報告

- ・設置報告は、対象設備の設置が完了した後、「設置完了届兼販売奨励金請求書」に必要事項を記入のうえ、キャンペーン事務局へ添付書類とともにメールにて設置報告を行ってください。
- ※ 販売奨励金は交付決定額と計画変更後の販売奨励金のいずれか小さい金額とします。
- ※ 複数案件で交付決定を受けている場合は、交付決定単位で設置報告を行ってください。
- ※ 交付申請の内容から大幅な変更を行う等が発覚した場合は、交付決定の取消を行う場合があります。

2.9 設置報告の審査

- ・設置完了届および関係書類をもとに、設置報告の内容が応募要領等に定める要件を満たしているか審査いたします。
- ・設置報告の内容に不備・不足等がある場合は、当社からその旨を連絡いたします。連絡を受けた場合は、原則として2週間以内に不備・不足等の修正を行ってください。
※不備・不足等を解消いただけない場合は、販売奨励金支払いの対象外とさせていただきます場合があります。

2.10 販売奨励金の支払い決定

- ・設置報告の内容に不備・不足等がない場合は、販売奨励金の支払いを決定いたします。
- ・販売奨励金の支払いを決定した場合、「販売奨励金支払通知書」にて販売奨励金の支払額を応募申請書に記載のメールアドレスにメールで通知いたします。

2.11 販売奨励金のお支払い

- ・当社は販売奨励金を応募申請単位でお支払いします。
- ・販売奨励金の支払いは、「販売奨励金支払通知書」を交付した月の翌々月までに設置報告時にご指定いただいた口座へ振込みます。

2.12 販売奨励金の返還

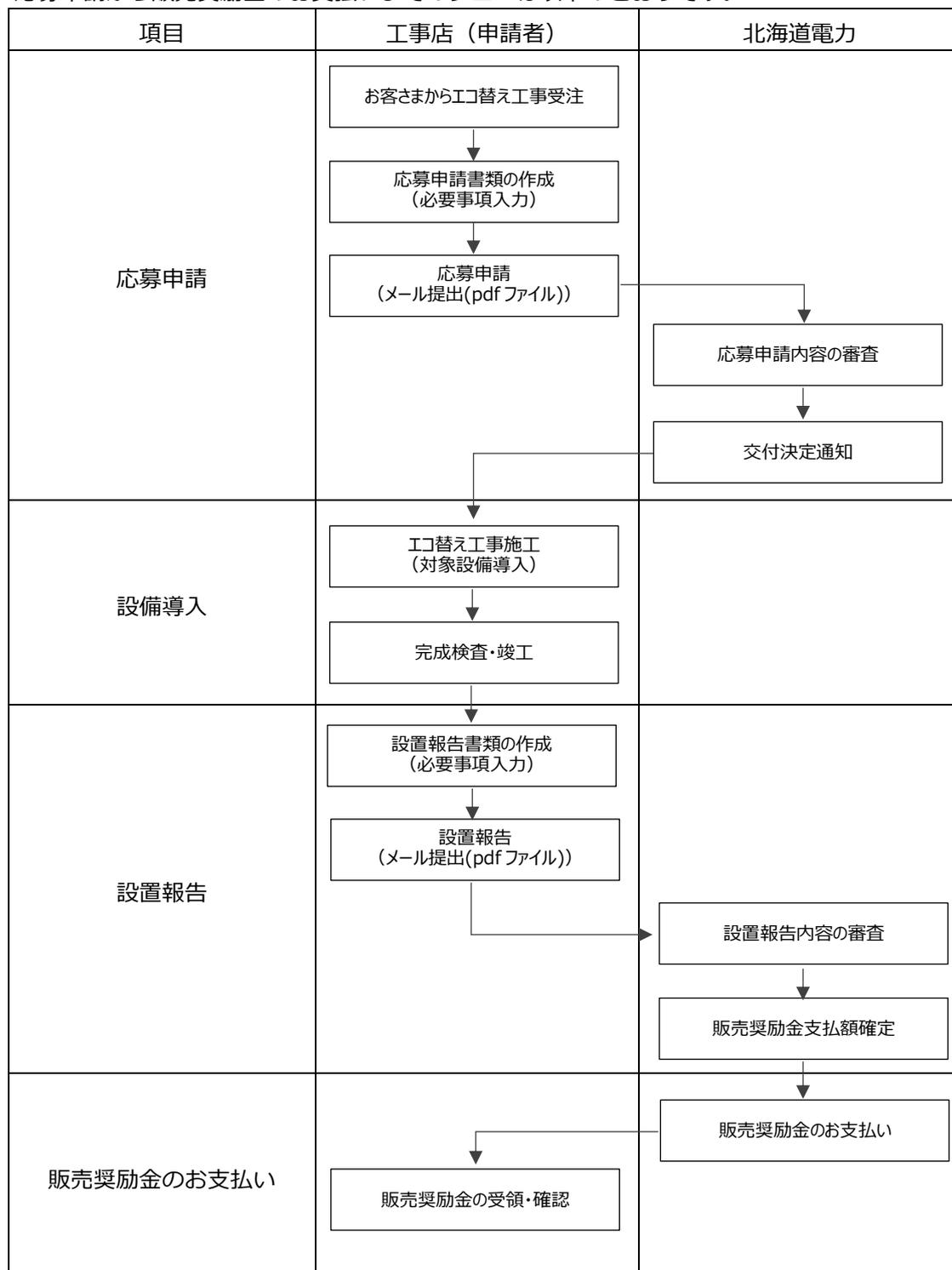
- ・販売奨励金のお支払い後に、お支払い対象外となることが発覚し、当社が販売奨励金の全部または一部の返還を請求した時は、当社指定の期日までに返還していただきます。
- ・当社は、上記の規定に基づき販売奨励金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに申請者へ通知します。
 - ① 返還を請求する理由
 - ② 返還すべき販売奨励金
 - ③ 延滞金に関する事項
 - ④ 返還期日

2.13 販売奨励金の返還時の延滞金

当社が申請者に対して販売奨励金の返還を請求した場合において、申請者が期日までに販売奨励金を返還しなかった場合、当社は、当該期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、未払いの返還金額に年利10%の割合で計算した延滞金を徴求します。

2.14 申請フロー

応募申請から販売奨励金のお支払いまでのフローは以下のとおりです。



3. 個人情報等の取扱い

3.1 個人情報等の取扱い

- ・当社が保有する個人情報につきましては、下記に掲げる定款記載の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、設備等の形成・保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。
 - (1) 電気事業
 - (2) ガス供給事業
 - (3) 前各号に関するコンサルティングおよびエンジニアリング
 - (4) 前各号に附帯関連する事業
- ・当社は、本キャンペーンにおいて取得した情報等は、次の目的で利用いたします。
 - ① 申請者への交付決定通知等の各種通知
 - ② 販売奨励金の支払い
 - ③ 上記等に関する連絡
 - ④ 商品やサービスの参考とするための個人を特定しない統計情報の形での利用
- ・上記の目的以外の利用を行う場合には、申請者に対し事前に確認または同意を求めるとします。
- ・当社は、申請者の個人情報等を次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しないものとします。
 - ①本人の同意がある場合
 - ②業務遂行に必要な範囲内で業務委託先へ提供する場合
 - ③その他、法律にもとづき提供が義務づけられるなど正当な理由がある場合
- ・当社は、個人情報の開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きはキャンペーン事務局までご相談ください。ご請求内容を確認のうえ、対応いたします。

本応募要領の内容は2024年9月現在のものです。内容等は予告なく変更することがあります。